

## ミートジャーナル 6 月号記事原稿

2006 年 5 月 10 日

### 米国産牛肉輸入再々開の時期と関連する問題点

本年 1 月 20 日の再停止より既に約 4 ヶ月が経過した。その後の日米間の交渉では、米国議会の対日強硬姿勢や、ライス国務長官の「全面停止は日本政府の過剰反応」(3 月 18 日麻生外相との会議)「再発防止策を徹底し問題は再発しない」、「今後は食肉業者の社員研修など再発防止策を進める」(ランバート農務省市場規制担当次官代行)

また、3 月 31 日には米通商代表部 (USTR) は、2006 年版の貿易障壁報告書を発表し、特定危険部位の脊柱混入で停止している対日牛肉輸出について「再開を要求するとともに、国際獣疫事務局 (OIE) の基準に沿って、さらに基準を生後 30 カ月以下へ緩和するよう求めていく姿勢」を強調した。

5 月 2 日ジュネーブで中川農相と会談したジョハnz農務長官は米国での BSE の発生率はゼロに近いという調査結果に基づき検査頭数を縮小する方針を伝えると同時に下院議員の支持者が対日制裁を求めたメールのコピーを手渡すなどして改めて早期再開を求めたなど、米国政府より予想通りの硬軟織り交ぜた厳しい姿勢が相次いで表明された。これら一連の流れを見ると、米国政府のガウンの下に着ている鎧が丸見えである。

確かに国際基準である OIE 基準 (30 ヶ月齢) と比べて我国の 20 ヶ月齢基準が厳しすぎる点は否めないが、かといって対日政策としてこれまで米国が採って来た「貿易摩擦時のゴリ押し外圧」が果たして日本国民の理解を得られるかどうか疑問である。この様な状況では、日本の消費者の不安は中々解消されず、米国側はたとえ輸入再開になったとしても日本の消費者の不安をそのままにしている結果的に「名を取って実を捨てる」愚を冒す事になるのではないかと。ゴリ押しも結構だが米国食肉関係者は、自国の牛肉とその生産システムに関しての安全性を一層積極的にアピールすべきではなからうか。

一方我国政府は、3 月下旬に行われた日米専門家会合で、「輸入再開への共通認識がある程度は得られたこと」から、農水省・厚労省主催の「消費者との意見交換会」(リスクコミュニケーション) 開催を通じて、消費者への説明と消費者の意見聴取を行った。4 月 21 日東京会場で行われたリスコミの配布資料の内容や政府当局者の説明を聞く限りでは、日米当局の間では、技術的な側面での再発防止策等の摺り合わせは、すでにほぼ出来上がっていたように感じられた。

また 5 月 3 日の報道によると訪米中の麻生外相はライス国務長官との会談の中で「こちら（日本）は肉を食べたい人が、そちら（米国）は肉を売りたい人がいっぱいいる。今まで手続きでつまずいたが、査察などはしっかりやらねばならない」と既に再開を前提にした様なコメントを述べたとの事である。

しかしリスクミでの消費者団体の度重なる「不安」、「不信」発言は、中には誤解に基づくと感じられる物も見受けられたが、香港や台湾で骨が混入した米国牛肉が見つかった事や食品安全委員会プリオン専門調査会の委員が数名辞任したことなども不安を助長している事は明らかである。これらに対する報道各社の記事を見ると「慎重論相次ぐ」との一方的な論調となっており、国民の「食への安心」に対してこれからどのように対応して行くのか、行政だけではなく、業界としても何らかの手を積極的に打つ必要があると考える。

さて、今後の展開であるが、日米専門家会合で約束された対日認定施設の USDA による再点検の実施（5 月上旬に終了）、その後の事務レベル協議（5 月中）、事務レベル協議を受けてリスクミの開催（5 月下旬）、そして 6 月末の小泉首相訪米に合わせて米国産牛肉輸入再々開の決定がなされるのではないかとというのが業界の集約的な見方と思われる。

しかし、今回の場合は、12 月の発表時とは異なり即時輸入再開とはならない可能性が高い。なぜなら発表後に日本の当局による対日処理施設の事前検査の時間が必要だからだ。1 月下旬の再停止時の国会審議で、事前検査か事後検査かをめぐって中川農林大臣があわや閣議決定違反で辞任一步手前まで追い込まれた事があったのをご記憶かと思う。我国当局としては、これらをふまえて事前検査は必要条件となっているはずである。米国産牛肉の安全を独自検査の上、担保せざるを得なくなった以上、2 度と同じ過ちが発生する事は許される事ではない。

筆者の予想では、米国産牛肉輸入再開の決定は 6 月中下旬。その後日本政府による事前検査。従って事前検査の進捗状況によるのが大であるが、査察チームのキャパから言って、対日食肉加工施設 30 数ヶ所の査察が完了して輸入通関開始となるには、早くても 8 月上旬から中旬になるのではないか。

ところで、米国産牛肉輸入再開の決定以後にまずなされるべき事は、1 月の停止時に既に日本向け出荷され、既に保税貨物となっている「米国産牛肉」約 1 2 0 0 トンの通関であろう。それらの加工された食肉加工施設の検査とあわせて、「2 0 ヶ月齢以下の保証」（USDA 保証書）と「SRM（特定危険部位）の混入が無い」（日本当局の検査）が確認され次第、順次通関がなされるべきであろう。これらの荷主である輸入商社にこれ以上の負担をかける根拠はどこにあるのだろうか。

次ぎのポイントとしては、国際獣疫事務局（OIE）が昨年決めたBSE安全基準から「30ヶ月齢の条件を削除する」等の新国際基準案が5月21日から26日に渡って行われるOIE総会で可決された場合は、米国等から日本基準「20ヶ月齢以下」が「不当に厳しい」との提訴がWTOになされる可能性が非常に高い事にあらためて留意すべきである。特定危険部位（SRM）を取り除いた食肉によるvCJD（変異性ヤコブ病）の発生リスクがゼロに近い事が国際的な定説になっている事からも、もっと視野の広い規制の運用を考慮すべきであると思う。

安全は、科学的な論拠に基づき導かれたものであるべきで、政府としては当然「食の安全」に関しては慎重な対応が必要である事は言うまでもない。しかし、安心は個人的な感情であり、「不安に感じている」消費者を考慮するあまりに「安心して食べたい」消費者の選択の自由を奪う事があってはならないと思う。

—昨年、「吉野家」牛丼最後の日に長い列を作って並んだ消費者や、仙台の牛タン焼きを求めている消費者の事もまた考慮すべきではないだろうか。今までは、えてして関連業界は「米国産牛肉に不安」を感じる消費者に対して、「仕方ない。時間が解決する」とどちらかと言うと消極的な対応であったかに感じられる。しかし、業界としてこのままで良いとは思えない。

今後は、日本で提供される牛肉の安全について国内産、輸入を問わず、より一層積極的に啓蒙活動をするとともに産地表示の徹底など「安心」して消費者に選択してもらえるクリーンな体制のさらなる確立の必要性があると思うものである。

ミートジャーナリスト・コンサルタント

高橋 寛